

機体に関する保険(動産総合保険)について

動産総合保険は日本国内で発生する偶然の事故によって生じるドローン自体の損害(修理費など)を担保します。

施設所有(管理)者賠償責任保険は、日本国内でドローンの操作ミスなどにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。他人の財物を滅失、載損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や訴訟費用等)に対して、保険金をお支払いいたします。

お支払いする保険金	基本契約	損害保険金	<p>○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とするドローンに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。</p> <p>○損害保険金は、損害の額(全損の場合には時価額または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額(修理に伴い価値が増加した場合にはその分を差し引きます。))をお支払いします。保険金額が、時価額に満たない場合には、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。 $損害保険金 = (損害の額) \times 保険金額 \div 時価額$</p> <p>○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(ただし、保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします)に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。</p> <p>※操縦中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払します。</p>
		残存物取片づけ費用保険金	○損害保険金がお支払される場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。
		捜索費用保険金 (保険の対象の捜索および回収に関する特約)	○操縦中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを捜索するために支出した必要または有益な捜索費用(交通費、宿泊費、捜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。)を、保険金額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。
		権利保全費用	○東京海上日動(以下「弊社」といいます。)が補償をご提供すると引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
		損害拡大防止費用	○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。 ○保険金額または時価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。
		修理・解体・据付・組立等 作業危険担保特約	○保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
	特約	代替機レンタル費用担保特約 ※動産総合保険補償 プラン②またはプラン③にご加入の場合	<p>○不測かつ突発的な事故によってドローンに損害が生じた場合または操縦中のドローンの行方が分からなくなった場合において、代替機のレンタルを行うために支出した費用(※1)を保険金額の10%に相当する額を限度にお支払いします。(※1)次のいずれかに該当する時より後に使用された費用に対しては、代替機レンタル費用保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後保険の対象が被保険者の手元に戻った時。 ②被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替機を取得した時。</p>
		操縦訓練費用担保特約 ※動産総合保険補償 プラン③にご加入の場合	<p>○不測かつ突発的な事故によって操縦中のドローンに損害が生じた場合または操縦中のドローンの行方が分からなくなった場合において、操縦訓練を行うために支出した次の費用(※2)を保険金額の10%に相当する額または10万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。</p> <p>①損害が生じた時に、保険の対象を操縦していた者に対する操縦訓練に要する費用 ②保険の対象の操縦に起因した事故の再発防止を目的とした、被保険者に対するコンサルティング費用 (※2) 事故が発生した日を含めて3カ月以内に申込みをした操縦訓練に限り、交通費および宿泊費は含みません。</p>
補償の対象とならない主な損害	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・ブレードに単独で生じた損害 ・操縦中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害(ただし、捜索費用保険金、代替機レンタル費用担保特約にてお支払いする保険金は除きます) ・日本国外にある保険の対象について生じた損害 ・電氣的または機械的の事故によって保険の対象に生じた損害 ・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ・保険の対象のかしによって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害 ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り)、土石流または山崩れをい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害等 		